

令和8年（2026年）1月15日
午後3時～午後4時
於：高層棟4階 特別会議室
学校教育部 教育未来創生室・学校教育室・学務課
福祉部 生活福祉室
児童部 子育て給付課

令和7年度 第4回政策調整会議

学校徴収金に係る未収金対応及び公会計化に向けた方向性について

学校徴収金に係る未収金回収手続の強化等及び会計の透明性の向上等のため、公会計化の方向性及び公会計化までの短期的課題への対応策について確認するものです。

1 背景

令和7年（2025年）4月の文部科学省通知*¹では、学校の負担軽減、徴収・管理の透明性向上や公平性の確保等を図るため、地方公共団体において学校徴収金の公会計化に向けた取組の推進が求められています。

さらに、同年9月の通知*²では、服務監督教育委員会（吹田市教育委員会）は、学校の業務分担の見直しや適正化を進めるに当たり、学校徴収金の公会計化等を推進するなど、地方公共団体が主体的な役割を果たす必要があることが示され、学校徴収金の徴収・管理は学校以外が担うべき業務に位置付けられました。

本市では、令和5年度（2023年度）から学校給食費を公会計化し、それ以外の学校徴収金についても教育委員会による一括徴収とするなど、学校の負担軽減、保護者の利便性向上や学校徴収金に係る業務の効率化を図る取組を進めてきました。しかし、学校徴収金の未収金の処理が課題として残っており、令和6年度（2024年度）の包括外部監査においても、学校徴収金の未収金の実態をより詳細に調査の上、解決策を検討し取り組むことが求められています。

2 学校徴収金に係る現状及び課題

(1) 現状

本市では、市立小・中学校の保護者から、学校徴収金として教材費（教材、校外学習、修学旅行などの費用）、スポーツ振興センター掛金、生徒会費を徴収しています。また、PTA加入者については、PTAからの委任に基づき、学校徴収金と合わせてPTA会費の徴収をしています。

保護者から徴収した学校徴収金は、吹田市教育委員会名義の銀行口座で管理し、学校教育室において、教材購入代金の支払等の事務を行っていますが、口座振込の方法で支払ができない費用（校外学習の費用など）や生徒会費、PTA会費については、各学校名義の銀行口座に資金を移動し、各学校において支払等の事務を行っています。

(2) 対応すべき課題

- ア 就学援助費、生活保護の代理納付や児童手当からの申出徴収の制度を活用し、効果的な徴収業務の実施による公平性の確保
- イ 一部の保護者の学校徴収金に未納がある場合、既に徴収している他の保護者の学校徴収金を業者への支払に一時的に充てている運用の改善
- ウ 使用する教材の統一化や共同購入の検討、基準額（上限額）の設定など、保護者負担の軽減に資する取組の実施
- エ 経理面の管理・監督体制や監査機能の充実による透明性の向上

(参考) 学校徴収金等の概要 (令和6年度請求分)

令和7年12月15日現在

児童・生徒数	30,548人	うち、滞納のある者	107人		
学校徴収金等の額	1,011,111,794円	うち、滞納額	2,118,745円		
内 訳	教材費	535,153,107円	内 訳	教材費	940,895円
	積立金	374,705,600円		積立金	919,361円
	スポーツ振興センター掛金	13,910,321円		スポーツ振興センター掛金	13,800円
	生徒会費	16,636,820円		生徒会費	51,680円
	P T A会費	67,088,442円		P T A会費	156,354円
	その他	3,617,504円		その他	36,655円

3 対応策と検討の方向性

(1) 効果的な徴収業務の実施・・・2 (2) アの課題対応

学校徴収金の徴収に当たっては、未納が生じた場合には次に示す各制度を活用し、効果的な徴収業務を実施することで、未収金の減少に努めます。

ア 生活保護教育扶助代理納付制度

生活保護の教育扶助は、義務教育である小・中学校への就学に係る費用を保障しようとするもので、「基準額」「学級費」は毎月定額を、それ以外は、都度、実費の額を支給しています。教育扶助として支給される保護金品については、保護の目的を達成するために必要があるときには、代理納付することが可能となっており、現状は「基準額」「学級費」は保護者から委任状を取得したケースのみを代理納付としています。

今後は保護者からの委任状取得を不要とし、必要な代理納付を実施してまいります。

項目	取組内容等
対象児童・生徒数	14人
対象となる滞納額	280,847円
根拠法令等	生活保護法第32条第2項、第37条の2
対応できる費目	教材費（修学旅行以外の積立金を含む）、生徒会費、P T A会費

※生活保護世帯のスポーツ振興センター掛金は免除

イ 就学援助費の充当

就学援助費は、経済的な事情で就学が妨げられることのないよう、世帯の合計所得金額が認定基準以下（生活保護受給世帯は除く）の保護者に対して、児童・生徒の学校で必要な費用を援助する制度です。

これまでは保護者から受領と充当行為を学校長に委任する旨の委任状を別途取得していましたが、次年度からは就学援助申請時に「充当の同意」を得ることで、委任状の取得を省略し、効率的な滞納整理に努めます。

項目	取組内容等
対象児童・生徒数	31人
対象となる滞納額	650,833円
根拠法令等	民事上の委任関係
対応できる費目	教材費（修学旅行等の積立金を含む）

※就学援助認定世帯のスポーツ振興センター掛金は免除

ウ 児童手当申出徴収制度

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものです。

申出徴収制度を活用し、児童手当受給者からの申出により、吹田市長が支払う児童手当から直接学校徴収金未納額を徴収することが可能です。

項目	取組内容等
対象児童・生徒数	107人
対象となる滞納額	2,118,745円
根拠法令等	児童手当法第21条第2項
対応できる費目	教材費（修学旅行等の積立金を含む）、スポーツ振興センター掛金、生徒会費

(2) 公費貸付による未収金対応・・・2 (2) イの課題対応

学校徴収金の未納がある場合でも、学校では必要な教材等を購入し、業者への支払も行っています。現在の取扱いでは、未納分の支払の原資として、既に徴収している他の保護者の学校徴収金を一時的に充てていますが、今後は、公費から教育委員会へ一時的に貸付を行い、適正な原資で業者への支払を行うものとしします。なお、貸付に必要な条件等は要領で定めるものとしします。

ア 名称

(仮称) 学校徴収金円滑化支援金

イ 予算

令和8年度（2026年度）一般会計当初予算の歳出予算として貸付金7,000千円を計上
令和10年度（2028年度）一般会計当初予算の歳入予算として諸収入7,000千円を計上

ウ 貸付期間

令和8年度から令和10年度（学校徴収金公会計化開始年度）まで

※公会計化後、貸付分は令和10年度末以降に適宜返還

(3) 学校徴収金の公会計化・・・2（2）ウ・エの課題対応

学校徴収金を公会計化することで、次に示す効果が期待できます。

ア 保護者負担の軽減

現在は教材費等に係る基準がなく学校ごとに異なる教材費等の徴収額について、一定の基準（上限）の設定により各校ごとの徴収額の差異を縮小し、保護者負担を軽減

イ 透明性の向上

公会計化により、歳入・歳出予算を計上し、市議会での予算審議や決算の承認、監査委員事務局による決算審査等を受けることで透明性を向上

ウ 学校・教員の更なる負担軽減

未納が生じた場合にも滞りなく必要な経費を支出できることから、学校・教員の更なる負担軽減に寄与

※未納者（私会計）への法的措置は関係部局と引き続き調整

4 今後のスケジュール

年度	主な取組内容
令和7年度 (2025年度)	学校徴収金の課題対応と公会計化の方向性を確認
令和8年度 (2026年度)	公費活用（貸付金として未納見込み分を貸付）開始 公会計化に向けた検討整理、体制や予算確保に向けた手続
令和9年度 (2027年度)	学校、保護者等への説明、周知 学校徴収金公会計化に係るシステム構築
令和10年度 (2028年度)	学校徴収金公会計化 貸付金の返還、未収金整理

※令和10年度以降、未収金の時効成立後に債権放棄手続を実施

*¹ 令和7年（2025年）4月30日付文部科学省通知「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について」

*² 令和7年（2025年）9月26日付文部科学省通知「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」